

新しい社会福祉計画の基本方向について

(抜 粋)

昭和59年11月

岩手県社会福祉審議会
岩手県児童福祉審議会

まえがき (略)

第1章 総論

- 第1節 社会福祉施策の基本理念(略)
- 第2節 社会福祉をとりまく現状と課題(略)
- 第3節 社会福祉施策の基本的方向(略)
- 第4節 社会福祉施策の体系(略)

第2章 各論

- 第1節 地域福祉の充実(略)

第2節 高齢者福祉の充実

1 現状と課題

本県における人口構造は、平均寿命の伸長、出生数の減少などにより、高齢者人口の急増、生産年齢人口の停滞及び年少人口の減少の傾向を強めており、今後高齢化社会の急速な進行は、避けることのできない現実となってきた。

本県の65歳以上の高齢者人口は、昭和40年においては8万6千人、人口比で6.1パーセントと全国平均を下回っていたが、昭和45年には全国平均を越え、昭和58年には15万8千人、人口比で11.1パーセントと、全国平均の9.8パーセントを1.3ポイント上回っている。推計によれば、昭和60年の本県の高齢者人口は20万8千人、人口比で14.3パーセントと全国平均11.6パーセントを2.7ポイント上回ることが予測される。

昭和57年の本県における65歳の平均余命は、男14.96歳(全国15.18歳)、女18.26歳(全国18.35歳)であり、長くなった老後の生活をどう生きがいを持

って過ごすかは、高齢者一人ひとりの問題であるとともに、高齢者福祉対策の多様化をもたらすことも意味している。

特に、高齢化社会における生産年齢人口の相対的な減少に伴って、今後は、高齢者の長年蓄積してきたその知識、経験や能力を社会において十分発揮することが要請されるものと予想され、このことが高齢者自らの社会的役割を自覚させ、ひいてはその生きがいを高めることにもつながると考えられる。

また、平均寿命の伸長による後期老年層の増加に伴い、ねたきり老人、痴呆性老人等の要援護老人の増加を来すことは避けられない。

さらに、高齢者人口に占める女性の比率は、年齢が高くなるほど大きくなり、その比率が大きくなるだけでなく、寡婦として老後を送る期間が長くなるなど、援護を要する女性の高齢者の大幅な増加をもたらすこととなる。

このような現状のもとにおける高齢者福祉対策は、急増する高齢者の多様な福祉需要に対応した幅広いものであるとともに、高齢者の自立自助の精神を尊重し、その能力を社会的に十分に活用できる環境基盤の整備に重点を置くものでなければならない。

このためには、高齢者福祉に対する行政、民間、地域住民、さらには高齢者一人ひとりの社会的役割が、合理的かつ機能的に分担されるとともに、費用の負担、サービスの提供等がそれぞれ効果的かつ公正に行われ、高齢者が家庭や地域社会の中で生き生きと生活できるようにする必要があり、全ての県民の高齢者問題に関する共通の理解と認識のもとに、その福祉対策が講じられることが重要である。

2 施策の方向

高齢者福祉対策は、高齢者が住み慣れた地域社会で家族や近隣の人々との温かいふれ合いの中で、生きがいを持って、心豊かに安らぎのある生活を営むことができる環境づくりをその基調とすべきである。

特に、老後生活を充実させるために大切な健康保持、就労や生きがいの確保、社会参加活動の促進を図るとともに、ねたきり老人等心身の機能が低下した高齢者等の多様な福祉需要に相応した在宅福祉サービスの充実を図る。

また、在宅での介護が困難な高齢者のための老人ホームなど各種の施設の整備を積極的に促進するとともに、これらの施設を地域社会における専門的機能を有する社会資源として位置づけ、多様なニーズに対応できるよう施設機能の充実を図る。

これらの高齢者の福祉対策は、保健医療、労働、教育、住宅、環境等の広い領域に密接に関連することから、これらの各領域との緊密な連携を図りながら総合的、体系的に施策を推進する。

(1) 老後生活の充実

老後生活を安定した生きがいのある充実したものとするためには、まず高齢者が健康であることが前提となるものであり、健康の保持増進に関する施策を積極的に展開するほか、高齢者がその能力を社会

的に生かすための就労の場を確保するとともに、社会参加活動の充実を図るため、関係機関等との連携を強化する。

ア 健康の保持

(ア) 健康の保持増進

健康に関する正しい知識を身につけることが、高齢者の健康の保持にとって重要であり、常日頃から自己の健康管理に関する自覚を深めるため、壮年層を含めた健康教育を保健医療、教育の関係機関と一体となって推進する。また、ひとり暮らし老人の医療費の助成を行い、経済的負担の軽減に努める。

(イ) 機能回復訓練等の充実

老人福祉センターやデイ・サービス施設等における機能回復訓練の充実を図るとともに、要援護老人を持つ家族及び介護者に対する介護技術研修の充実を促進する。

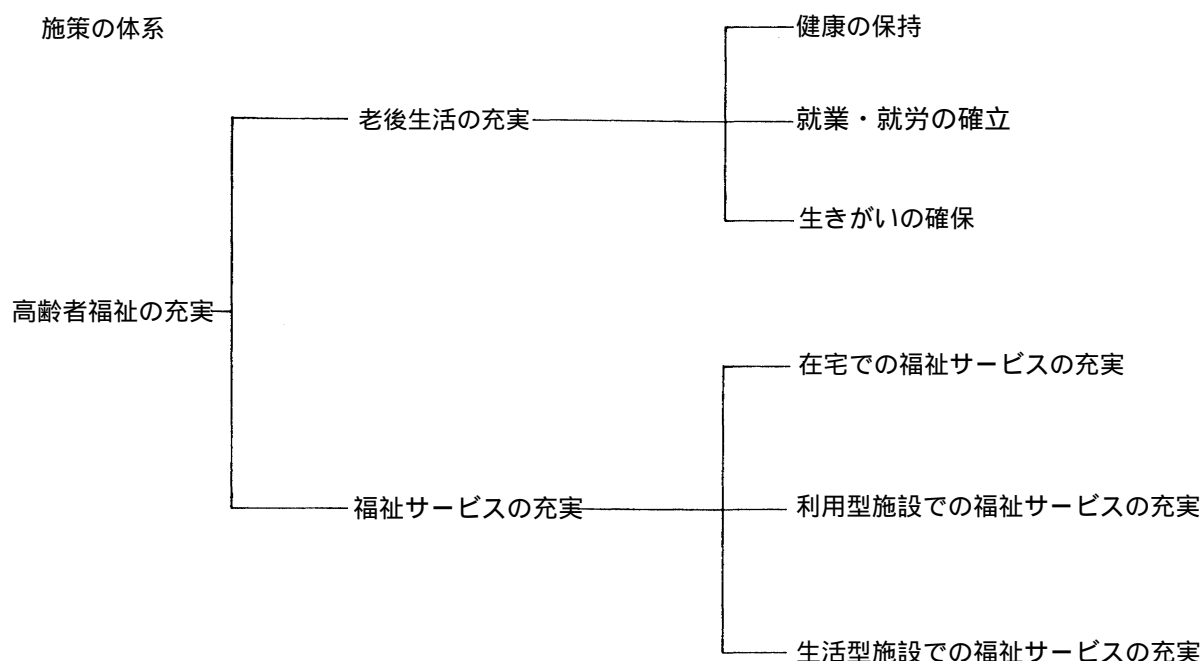
(ウ) 老人スポーツの普及

高齢者のスポーツ活動は、継続的に実施し、日常化することが重要であり、この普及、活発化を図るため、機会の提供、体育施設の整備等を促進する。

イ 就業・就労の確保

(ア) 生きがい就労の拡充

高齢者の就労は、生計維持等のための所得を目的としたものから健康や生きがいを目的とするものに変化してきていることから、老人クラブや地域生産



組織との連携のもとに、地域の特性を生かした共同作業グループの育成を推進するとともに作業所等の施設の整備を図る。

(イ) 就業・就労の機会の拡大

高齢者の就業・就労に対する多様なニーズに対応するため、高齢者無料職業紹介所等による情報の提供や適職の調査、開拓等の充実を図る。

ウ 生きがいの確保

(ア) 老人クラブ活動の活発化

老人クラブ活動を一層活発化するため、未加入者の加入促進や指導者の育成を図るとともに、教養の向上や社会奉仕活動等、活動内容を一層魅力ある幅広いものとするように努める。

(イ) 趣味創作活動の充実

高齢者の趣味創作活動を一層活発化するため、老人クラブ等による活動を拡大するほか、生産的趣味活動を行う場としての老人福祉施設付設作業所や生きがいと創造の場の整備を促進するとともに、作品展示即売コーナーの充実を図る。

(ウ) 学習活動の充実

高齢者の学習意欲がかなり高いことから、社会教育機関との連携を図りながら高齢者教室、老人大学等の学習内容の充実に努めるとともに、老人福祉センター等の学習の場の拡充を図る。

(2) 福祉サービスの充実

ねたきり老人、痴呆性老人、ひとり暮らし老人、あるいは高齢者夫婦のみの世帯の増加に対応し、在宅福祉サービス及び施設サービスの充実を図るとともに、需要に応じた施設整備を促進する。

ア 在宅での福祉サービスの充実

(ア) 訪問サービスの充実

ひとり暮らし老人やねたきり老人等の要援護老人に対する訪問サービスの拡充を図るため家庭奉仕員の増員を図るとともに、高齢者の個別的なニーズに対応できるよう介護技法等専門的な研修により資質の向上に努める。

また、ひとり暮らし老人の安否を確認するとともに、その精神的孤立感の解消を図るため、ひとり暮らし老人連絡員の設置を促進する。

(イ) 給付サービスの充実

日常生活用具については、対象者の個別需要に対応した品目の拡大を図るとともに、入浴サービス事業、給食配達サービス事業等をメニュー方式で実施

する在宅老人援助事業を積極的に推進する。

イ 利用型施設での福祉サービスの充実

(ア) 老人福祉センター等の整備の促進

老人福祉センター等は、在宅の高齢者の健康で明るい生活の確保にとって極めて重要な施設であることから、その整備を積極的に進めるとともに、マイクロボスの配置を促進する。

また、相談機能や教養活動機能を充実するとともに機能回復訓練等のサービスの向上を図る。

(イ) 桐の郷の整備の促進

高齢者の多様な福祉需要に対応し、地域において総合的な在宅福祉サービスを提供するため、老人福祉センターにデイ・サービス施設、作業所等の機能を持つ施設を付設した桐の郷の整備を促進する。

(ウ) デイ・サービス施設の整備の促進

在宅の虚弱老人に対する入浴、食事、日常動作訓練等の各種サービスを提供するデイ・サービス施設は、今後需要の増加が見込まれるので、積極的にその整備を促進するほか、機能の充実を図る。

(エ) ねたきり老人短期保護等の充実

家庭介護者の事情により居宅での介護が困難となったねたきり老人を一時的に保護するねたきり老人短期保護事業について、制度の一層の周知を図り、その利用を促進する。

(オ) 在宅痴呆性老人対策の検討

在宅の痴呆性老人の心身機能の維持向上や介護者の負担の軽減等を図るため、特別養護老人ホーム等の機能を活用し通所の方法により、各種のサービスを提化するデイ・サービス（仮称）の設置及び痴呆性老人短期保護事業の実施について検討する。

ウ 生活型施設での福祉サービスの充実

(ア) 老人ホームの整備の促進

高齢者人口の増加に伴い、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の施設整備を促進するほか、居住環境の改善を図るため老朽化した施設の改築等を促進する。また、施設整備に当たっては、痴呆性老人の処遇にも相応できるよう配慮するものとする。

(イ) 老人ホームの運営の充実

老人ホームは、入所者の生活の場であることから、職員の適正な配置、資質の向上等により処遇の一層の充実を図るとともに入所者が社会的に自立した存在として、その精神的、文化的ニーズをも充足できるよう施設運営の充実を促進する。

(ウ) 痴呆性老人の処遇技術研修の実施

痴呆性老人に対しては、福祉と保健の両面からのサービスが必要であるとともに、その処遇は非常に

難しいことから、施設における処遇の向上を図るため、施設職員の処遇技術研修を実施する。